

郡山市例規審査会審査員任命基準

(平成7年5月1日決裁)

一部改正 平成13年4月2日
一部改正 平成14年4月1日
一部改正 平成14年7月24日
一部改正 平成20年4月1日
一部改正 平成22年4月1日
一部改正 平成23年5月11日
一部改正 平成25年11月1日
一部改正 平成26年4月1日
一部改正 平成27年4月1日
一部改正 平成29年4月1日

[総務法務課]

1 任命の基本的基準

充て職の者を除き、原則として充て職のある部の調整課を除く各部の調整課の課長補佐又は課長補佐相当職とする。

2 1の充て職のある部の調整課を除く各部の調整課は、次のとおりとする。

- (1) 税務部市民税課
- (2) 市民部市民・NPO活動推進課
- (3) 文化スポーツ部文化振興課
- (4) 生活環境部生活環境課
- (5) 保健福祉部保健福祉総務課
- (6) こども部こども未来課
- (7) 農林部農業政策課
- (8) 産業観光部産業政策課
- (9) 建設交通部道路建設課
- (10) 都市整備部都市計画課
- (11) 教育委員会事務局教育総務部総務課
- (12) 教育委員会事務局学校教育部学校管理課